

差出人: izpists8@ [izpists8@za.ztv.ne.jp]

送信日時: 2025 年 9 月 6 日

宛先: g_TPB_GAB_JIJ@mlit.go.jp

件名:国土交通省 自動車局 技術情報課 さかい様

先般お聞かせ戴きました件、宜しくお願い申し上げます
第 1 号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 26 年 9 月 5 日

担当課・室の長 殿

照会者名 坂森 公一

住所 三重県亀山市能褒野町 78 の 33

下記について照会いたします。

尚、照会および回答内容（照会に係る法令の条項の性質上紹介者名を公にする事が回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が、公表される事に同意します。

記

1. 法令名及び条項

①道路運送法 2 章第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

②道路運送法第 5 章自家用自動車の使用

(有償運送) **第七十八条** 自家用自動車 (事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。) は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

③道路運送車両法第2章第四条自動車の登録

(登録全般) 自動車 (軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。) は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事項

牽引する為の構造並びに連結装置を有する自動車
で、牽引される為の構造並びに連結装置を有する車
両 (軽車両) を顧客の需要並びに要求に応じ牽引有料
運送を復的且つ継続的に行う行為

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(見解)

上記2行為につき、道路交通法第59条 条文
解釈より「牽引する為の構造及び装置を有する自動車
によって牽引される為の構造及び装置を有する車両
を牽引する場合は道路に置ける危険を生じさせる恐
れが無いものと認められる事から、同条但し書きに
於ける例外的なものに該当しない場合であっても車
両二台まで牽引出来る」との回答を警察企画課より
文面にて頂戴しています。

更に牽引される為の構造並びに装置 (連結装置)
である牽引用具並びに牽引される車両に在っては
(財)日本交通管理協会が所管し当該型式認定までを

行っている事から上記2において牽引される軽車両は道路運送法登録上記1項③を要せず 特に二輪軽車両自転車に在っては道路運送車両法施行令第一条(軽車両の定義)より所管外と成る事から当該牽引に拠る登録届出を要しない。

以上の見解から自動車又は自動車の装置に該当しない牽引される軽車両運送は上記1項①②の自動車運送事業に該当せず、二輪自転車に在っては道路運送車両法第1条(軽車両の定義)から道路運送法の規制対象外により届出の必要は無い。

(根拠)

自家用自動車使用の牽引に関し、連結装置を有する牽引用具で車両を牽引する行為は、道路交通法第59条(自動車牽引の制限)に定義され、同行為は理に適う行為である。

4. 本条の公開に同意する。

5. 連絡先

〒 5190212

三重県亀山市能褒野町78の33

坂 森 公 一